

OECD多国籍企業ガイドライン 企業責任に関する主要なツール

The OECD Guidelines for Multinational Enterprises A Key Corporate Responsibility Instrument

はじめに

OECD多国籍企業ガイドラインは企業責任に関する世界で最も重要なツールの1つであり、企業責任の重要な国際的ベンチマークとなりつつあります。ガイドラインには、人権、情報開示、汚職防止、租税、労使関係、環境、消費者保護などの分野における責任ある企業行動の自主的な原則と規準が盛り込まれています。ガイドラインが目指しているのは、経済、環境、社会の発展に向けた多国籍企業の積極的な貢献を促進することです。

ガイドラインは、それを遵守する37ヶ国の共通の価値観を表現したものです。37ヶ国とはOECD加盟の30ヶ国と非加盟の7ヶ国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、エストニア、イスラエル、リトアニア、スロベニア。ラトビアはまもなく遵守を決め、シンガポールもガイドラインの適用を検討中）です。

ガイドラインを遵守している国々は世界の外国直接投資の大部分の源泉であると同時に大半の主要な多国籍企業の本拠地でもあります。現在、多くの企業行動規範が公表されていますが、OECD多国籍企業ガイドラインは政府がその促進を確約している唯一の国際的に承認された包括的な規範です。

ガイドラインは国際的投資枠組みにどのように整合するか

ガイドラインは、権利とコミットメントに関するより広範でバランスのとれたツールである「国際投資と多国籍企業に関するOECD宣言」の一部である。この宣言は、外国直接投資への政府の待遇とガイドライン遵守国における企業活動につき、包括的で、連結し、バランスのとれたアプローチを促進するものである。この国際投資と多国籍企業に関するOECDツールは、進出先の国と調和した多国籍企業の事業展開を確保しつつ、ガイドライン遵守国のより積極的な外国直接投資受け入れを促進する手段の一つとなっている。

多国籍企業ガイドラインは多国籍企業向けの国際的に承認された、法的拘束力のない企業行動規範であり、「国際投資と多国籍企業に関するOECD宣言」を構成する4つの主要ツールの1つである。他の3つは以下の通りである。

- * 内国民待遇ツール：宣言を遵守する国は、自国領土内で事業を行う外国企業に対し国内企業より不利な扱いをしないことをコミットする。
- * 相反する要求に関するツール：多国籍企業に対する各国政府からの要求が相反しないよう、あるいはそれを最小限に抑えるよう、宣言遵守国に求める。
- * 国際投資促進策及び抑制策：宣言遵守国が国際直接投資に影響を及ぼす措置について協力を強化するよう規定している。

ガイドラインは誰に適用されるか

ガイドラインの勧告の対象は多国籍企業内のすべての法人 親会社と現地法人にも及んでいる。ガイドラインは、中小企業が能力面で大企業に劣る可能性を認めている

が、ガイドライン遵守国は中小企業に対しても可能な限りガイドラインの勧告を遵守するよう働きかけている。

ガイドラインは、多国籍企業と国内企業の待遇を異なるものにするものではなく、あらゆる企業にとつての最善の慣行を示すことを意図している。従って、ガイドラインが多国籍企業と国内企業の両者に該当する場合には、両者の行動について期待されていることは同じである。

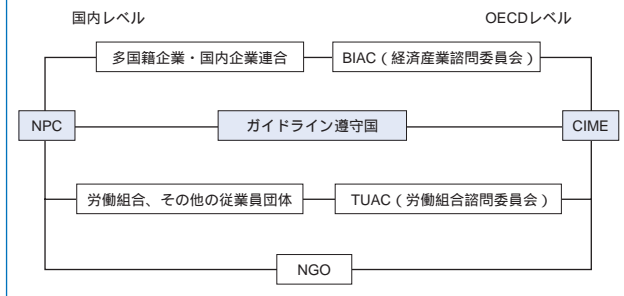
どのようにガイドラインを実施するか

ガイドラインの遵守を奨励し、ガイドラインが国内の実業界やその他の関係者に周知・理解されるようにする責任を負っているのはナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）¹ しばしば政府機関¹ である。NCPはガイドラインを促進し、ガイドラインに関する照会を処理し、発生した問題の解決を支援し、ガイドラインについての自国の経験に関する情報収集を行い、OECD国際投資・多国籍企業委員会（CIME）に毎年報告する。ガイドラインに関する手続きは、関係者がガイドラインの勧告を遵守していないように思われる企業をNCPに通報できるようにする「特定の場合」について規定している。

CIMEはガイドラインの運用を監督するOECDの機関であり、ガイドラインの実効性を高める措置をとることが期待されている。また、具体的な状況におけるガイドラインの適用に関する説明を発表することもできる。ガイドラインは企業向けなので、実業界と労働界からのインプットは特に重要である。CIMEはガイドラインや、国際投資と多国籍企業に関するその他の問題に関して、OECDの企業及び労働関係の諮問委員会 経済産業諮問委員会（BIAC）と労働組合諮問委員会（TUAC） やNGO（NGO）と定期的に協議する。

注1 現在利用されているNCPの構成には四種類ある。単一の政府機関、複数の部署にまたがる政府機関、三者機関、四者機関である。幾つかのNCPの活動にはその組織や諮問委員会などを通じてNGOやその他の関係者が関与している。

ガイドライン実施



囲み1. ガイドラインの実践

ガイドラインの下で提起された最近の事例

ザンビアのコッパー・ベルトにおける移住：カナダのNCPIは、カナダの鉱山会社の土地から近いうちに地元住民を退去させるという問題について検討するようNGOから要請を受け、鉱山会社に対し、カナダとザンビアのNGOと協力して移住計画を再考するよう働きかけた。このケースに関与していたNGOの報告によれば、この結果、鉱山会社は移住によって生じる社会的分裂についてより正確な評価を行えるよう、また、ザンビア政府が世界銀行の協力下で代案を考案できるよう移住の時期を遅らせることに同意した。

インドでの児童労働：オランダのNCPIは、大手スポーツ用品会社のインドにおける外注先で児童労働が行われているとのNGOの申し立てを受け、調査を行った。NCPIは、この問題がインドのスポーツ用品業界の中に依然として存在する可能性があるもの、当該会社はインドの外注先に社会的に責任ある仕方で行うよう奨励していると見なした。

ミャンマーにおける人権：フランスのNCPIは、ミャンマーでの企業活動に関する照会を労働組合から受け、強制労働防止のために企業が採用すべき8つの慣行を勧告した。同時に、これらの慣行は強制労働の廃止に必要な政府措置実施の代用とすべきではないと指摘した。

更に詳しい情報についてはガイドライン年次報告書とNCPのウェブサイトを参照のこと。

これまでどのような成果を挙げているか

ガイドラインが企業責任の重要な国際的ベンチマークになりつつあることを示す証拠は増えている。採掘企業49社を対象にした調査によれば、これらの企業は国連グローバル・コンパクトなど企業責任に関する他の主要な取り組みと同じ位頻繁にガイドラインに言及している。ガイドラインは少なくとも23の言語に翻訳されている。ガイドラインを取り上げているウェブページ数も2001年6月の2,666ページから今日では約2万ページへと増えている。

ガイドラインはハイレベルの政治宣言でも言及されている。2002年のOECD閣僚理事会は国際経済の高潔性と透明性を促進するためにガイドラインを利用することを求めた。また、G8の2002年アフリカ行動計画もガイドラインに関する効果的フォローアップの重要性を指摘し、汚職撲滅へのその役割に言及している。2003年5月のG8財務大臣会合の声明もガイドラインへの支持を表明している。

ガイドラインを支持する37の国と欧州委員会は積極的にガイドラインを促進している。促進するための活動にはセミナーの開催や企業への資料送付ばかりでなく、貿易・投資分野における具体的措置も含まれている。少なくとも10ヶ国は企業が国の投資保証、輸出信用、投資促進プログラムに申請する際のベンチマークとしてガイドラインを位置づけている。2002年5月に締結されたEU・チリ連合協定にも、EUとチリは共同で多国籍企業にあらゆる事業活動の場でガイドライン遵守に関する勧告を喚起させることが記されている。

2000年のガイドライン改訂以降、OECD諸国と非OECD諸国の企業慣行に関して30件以上の特定の事例が生じている。これらのケースは、天然資源開発と関連した再定住計画の社会的影響や児童労働、人権問題など、グローバルイゼーションをめぐる最近の論議の核心分野で発生している（囲み1参

照）。

最近の国連専門家パネルの報告書は、コンゴ民主共和国で天然資源を開発している企業の行動を調査した際にガイドラインに言及している。国連とガイドライン関連機関はガイドラインの精神と既定の手続きに従い協力して問題の効果的な処理にあっている。

NCPの年次会合と合わせて、企業責任に関する主要な問題（責任あるサプライチェーン管理など）について対話する円卓会議が開かれている。更に、これらの討議のサマリーはガイドラインに関する年次報告書で公表され、政府、企業、労働組合、NGOのこれらの問題に関する見解の公式記録となっている。2003年6月の円卓会議では主に汚職撲滅への企業の貢献やガイドラインとOECD贈賄防止条約のシナジー効果について討議される。

今後の課題は何か

ガイドラインへの全般的な認知度は高まっているが、一般の認知度を更に高め、ガイドラインは企業の行動に極めて大きな違いをもたらすことができるということを実証するには更なる取り組みが必要である。NCPは特にガイドラインの手続きの透明性と実効性の強化に取り組んでいる。

ガイドラインのプロセスの関係者（企業、労働組合、NGO、政府自身）は、政府と企業のそれぞれの役割を明確化する必要があることを認識している。暴力紛争の発生時や広範な人権侵害が行われている状況下で、多国籍企業がガイドラインの勧告を遵守するよう支援する取り組みは既に始まっている。汚職や透明性に関するOECDの活動は、公的ガバナンスが弱い地域で操業している企業に期待できることを明確化する上で役立つガイドラインを使用する機会を提供するだろう。

ガイドラインは、企業責任に関する幾つかの世界的取り組みの一つである。OECD

は他の国際機関 特に国連機関、世界銀行、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）と連携して、どうす

ればこれらの取り組みと機関のシナジー効果を高めていくことができるかを模索している。

OECD多国籍企業ガイドラインの主な勧告

序文はガイドラインをグローバル化する世界の中に位置付けている。ガイドラインを遵守する各国政府の共通の目標は、多国籍企業が経済、環境、社会の進展に対してなし得る積極的貢献を奨励すること、及び多国籍企業の様々な事業によって生じる可能性のある困難を最小限にとどめることにある。

・定義と原則：自主的な性格、グローバルな適用、あらゆる企業にとってのグッド・プラクティスを反映していることなど、ガイドラインの基盤となる諸原則を規定している。

・一般の方針：人権、持続可能な開発、サプライチェーン責任、現地の能力構築など、最初の具体的勧告を盛り込んでおり、より一般的には企業が事業活動を行う国で確立されている方針を十分に考慮するよう求めている。

・情報開示：業績と所有権など企業に関するあらゆる重要事項について情報を開示するよう勧告するとともに、社会、環境、リスクに関する報告など、報告基準がまだしっかりとは確立されていない分野における情報開示を奨励している。

・雇用・労使関係：児童労働・強制労働、無差別、従業員代表との誠実かつ建設的交渉の権利等、この分野における企業行動の主要な側面について規定している。

・環境：企業が健康や安全性への影響など環境保護を強化するよう奨励している。本章には、環境管理システムや環境に重大な損害を与える恐れのある場合には予防措置をとるべきことなどに関する勧告が含まれている。

・贈賄防止：公務員と民間人による汚職の双方をカバーし、また、収賄、贈賄の両方を取り上げている。

・消費者利益：企業が消費者との取引に際して公正な事業・マーケティング・宣伝慣行に従って行動し、消費者のプライバシーを尊重し、提供するモノやサービスの安全性と品質を確保するためにあらゆる妥当な措置を講じるよう勧告している。

・科学技術：多国籍企業が事業を行う国々で研究開発活動の成果を普及させることを促進し、それによって受入国の技術革新能力に貢献することを目指している。

・競争：オープンで競争的な事業環境の重要性を強調している。

・課税：企業に対し、税法の規定と精神を尊重し、税務当局と協力するよう求めている。

重要なポイント

ガイドラインは

- * 多国籍企業にとり唯一の国際的に承認された行動規範である。
- * 人権、情報開示、雇用・労使関係、環境、汚職防止、消費者保護、科学技術、競争、課税という企業倫理の様々な問題に関する原則ないし勧告である。
- * 企業への拘束力はない。しかし、政府はその遵守と効果的な実施の促進にコミットしている。
- * 多国籍企業と国内企業の間对待の相違をもたらすものではなく、あらゆる企業にとってのグッド・プラクティスを反映している。
- * 企業、労働団体、政府、社会全体の間誤解防止と信頼および予見可能性をもたらすものである。
- * OECD加盟国政府ばかりでなく、幾つかの非加盟国政府にも承認されている。
- * 企業団体や労働団体ばかりでなく、幾つかのNGOにも支持されている。
- * 関係者がガイドラインの勧告を遵守していないように思われる企業をNCPIに通報できるようにすること 「特定の事例」と呼ばれる によって強化されている。

詳細情報

OECD多国籍企業ガイドラインに関する詳細については、ウェブサイト (www.oecd.org/daf/investment/guidelines/) を参照のこと。

[関連図書]

- ❖ OECD多国籍企業ガイドライン
www.oecd.org/daf/investment/guidelines/
- ❖ Corporate Responsibility: Private Initiatives and Public Goals
ISBN 9264186697 ￥3500 pp.112
- ❖ OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Global Instruments for Corporate Responsibility
ISBN 926419682X ￥3800 pp.144
- ❖ OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Focus on Responsible Supply Chain Management
ISBN 9264198954 ￥2400 pp.152
- ❖ Foreign Direct Investment for Development: Maximising Benefits, Minimising Costs
ISBN 9264199276 ￥5800 pp.232

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、

「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECDパリ本部情報局広報課が、事務総長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文仮訳です。
英語版はOECDパリ本部のウェブサイト (<http://www.oecd.org/>) でご覧いただけます。

OECD東京センター 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル3F

Tel 03-5532-0021 Fax 03-5532-0035

E-mail: center@oecdtokyo.org URL <http://www.oecdtokyo.org>

最寄駅：地下鉄千代田線・日比谷線「霞ヶ関」C-4番出口